

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2)

3 その他事項

時価評価に関して、法人税法第61条の11第1項第6号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第61条の12第1項第4号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名	※ 整理番号	
		納税地	※ 連結グループ整理番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	〒	
		事業種目	電話 () -	
		資本金又は出資金の額	業	円

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が生じた日	

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法人名	※ 税務署処理欄	署名	
	納税地		整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名		部門	
	事業種目		決算期	
	資本金又は出資金の額		業種番号	備考

事由の発生の基因となった事実	連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況	付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり
----------------	----------------------------	--------------------------

税理士署名押印	
---------	--

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	適用状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備考
----------	----	-----	------	----	------	-----------------------------	----

離脱

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

- 1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
 - (1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一）
 - ◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人
 - ◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
 - ◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 - ◇提出部数：3 通（連結子法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2 通））
 - (2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二）
 - ◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
② 当該連結子法人となる法人
 - ◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
 - ◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇提出部数：3 通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2 通））
 - (3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三）
 - ◇提出法人：当該連結親法人
 - ◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
 - ◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇提出部数：3 通
- 2 添付書類
この書類の提出が上記 1 (1) 及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。
 - (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
 - (2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及びすべての連結子法人等を記載した一覧表）

(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。
- 3 各欄の記載要領
 - (1) この書類の上欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
 - (1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合
(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
 - (2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合
(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
 - (2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
 - (3) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記 1 (3)による提出の場合には記載不要です。
 - (4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1 に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
また、「連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況」欄は、この書類の提出が連結子法人又連結子法人となる法人による場合、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3 (連結子法人等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)は、「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の添付書類として連結子法人等の主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「連結子法人等の主要株主等の株式数等」欄は、連結完全支配関係等を有しなくなった直後における発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位10株主等に係る氏名等を記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		(記 号 番 号)
		平成 年 月 日
		殿

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、調査したところ、相当と認められるので、これを承認したから通知します。
不相当 却下

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の取りやめの承認の申請書 (初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	申 結 親 法 法 人 人	(フリガナ) 法 人 名	
		納 税 地	〒 _____ 電話() - _____
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		事 業 種 目	業
		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円
		連 結 子 法 人	次業のとおり (子法人数 法人)
		連 結 親 法 人	

法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。

1 連結納税を取りやめる理由

2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成 年 月 日

3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税 理 士 署 名 押 印 _____

(見
格
Λ
4)

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考
---------------	----	---------	----------	----	----

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の取りやめの承認の申請書」の記載要領

この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の5第4項の規定に基づき、やむを得ない事情があるときに連結納税の取りやめの承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出部数

この申請書は、連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、連結親法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人のすべての連名で提出してください。

2 添付書類

申請書の提出に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 出資関係図(申請書の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
- (2) グループ一覧(申請書の提出時における連結親法人及び連結子法人等を記載した一覧表)

(注) 「連結納税の承認の申請書(次業)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 連結親法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人の法人名等は当該連結子法人ごとに申請書(次業)に記載してください。
- (2) 「1 連結納税を取りやめる理由」欄は、連結納税の適用を受けることをやめる理由を記載してください。
- (3) 「5 連結子法人の事業年度」欄は、法人税法第13条第1項に規定する会計期間を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号	
※親グループ整理番号	

子

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	法 人 名			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 電話 () -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			入 力	
事 業 種 目		備 考			
資 本 金 又 は 出 資 金 額					

- 4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日
平成 年 月 日
- 5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参
考
事
項

※ 税務署処理欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 ⇒ 調査課		
	連結親法人名		所轄局署	局 署
	備 考			

(規格 A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		(記 号 番 号) 平成 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 取 り や め の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請につい
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを 承 認 したから通知します。
不相当 却下

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法(以下「法」といいます。)第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届出(当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の三(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書-普通法人(特定の医療法人を除く。)の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(一)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(個)

Header information form for the tax application, including fields for date (平成 年 月 日), tax agent name (税務署長殿), business type (事業種別), and company name (法人名).

平成 年 月 日 送付書 送付書 送付書

平成 年 月 日 連結事業年度分の申告に係る届出書

Main calculation table with 32 columns. Rows include: 1. 個別所得金額又は個別欠損金額 (1)+(17), 2. 引当連結法人税個別帰属額 (2), 3. 法人税額控除額 (3), 4. 引当連結法人税個別帰属額 (2)-(3), 5. 個別土地課税控除額 (5), 6. 個別土地課税控除額 (5), 7. 同1に対する税額 (25)+(26)+(27), 8. 連結法人税個別帰属額 (1)-(5)-(7), 9. 個別控除税額 (30), 10. 引当連結所得に対する連結法人税個別帰属額 (8)-(9), 21. 非課税所得金額 (22), 22. 個別所得金額又は個別欠損金額 (1), 25. 個別土地課税控除額 (5), 26. 所得税額の個別帰属額 (28), 27. 個別帰属額 (28), 28. 個別帰属額 (28), 29. 利息・利金の配当 (剰余金の分配) の金額, 30. 決算確定の日 平成 年 月 日.

税理士 署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書(連結法人が協同組合等である連結法人の分) 平成 年 月 日 以後終了連結事業年度分

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(一)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(一)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(一)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は上たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の三(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(一)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

個別帰属額等の一覧表

連 結	:	:	連結親	
事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
連結親法人				百万円	
				円	
				円	
連 結 子 法 人	1				
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額				

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中 加入した連結子法人数	法人
	期中 離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

18.04 改正

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七(四)】の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七】の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあつては納税地を記載し、連結子法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。

(6) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(7) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(8) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名		
	納 税 地	〒	電話 () -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	ⓐ	
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業
【国税通則法第23条 法人税法第82条】の規定に基づき、自平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 について下記のとおり更正の請求をします。 至平成 年 月 日			
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額	1	円
	同上の軽減税率適用連結所得金額	2	
内訳	その他の金額(1-2)	3	
	法人税額	4	
法人税額の特別控除額		5	
差引法人税額(4-5)		6	
リース特別控除取戻税額		7	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	
	同上に対する税額	9	
連結留保金	課税連結留保金額	10	
	同上に対する税額	11	
使途秘匿金	使途秘匿金額	12	
	同上に対する税額	13	
法人税額計(6+7+9+11+13)		14	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15	
控除税額		16	
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17	
連結中間申告分の法人税額		18	
差引	納付すべき法人税額	19	
	還付金額	20	
翌期へ繰り越す連結欠損金		21	
(更正の請求をする理由等)			
修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	派付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日		
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
	還付を受けようとする金融機関等		
税 理 士 署 名 押 印 ⓐ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条又は法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した連結欠損金額が過少となったこと(申告書に連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から1年以内
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

- 3 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- 4 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる連結確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
連親 法人名	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 法人税額等の
及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
リース特別控除取戻税額	4	
土地譲渡利益金	5	
課税土地譲渡利益金額 同上に対する税額	6	
連結留保	7	
課税連結留保金額 同上に対する税額	8	
使途秘匿金	9	
使途秘匿金額 同上に対する税額	10	
法人税額計	11	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引連結所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
還付金	16	
連結欠損繰戻し 減少する還付加算金	17	
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正に伴う	21	
還付法人税額 繰越控除される法人税額	22	
翌期へ繰り越す連結欠損金	23	

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	
申告	賦課決定額	円	円
加算税	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- 1 納付すべき税額は、封筒の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は郵便局へ納付(注)してください。
 (注) 納付書表頭にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(所得税法第61条、第61条、第118条及び第119条)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{100円} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \begin{array}{l} \text{7.37\% (注1)} \\ \text{(納期限の日日から2月を経過} \\ \text{した日以後は14.76\%)} \end{array} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間(日数)} \\ \hline \text{100日} \\ \hline \text{从て納期限の日日} \\ \text{から完納の日まで} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{100円} \end{array}$$

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 本税の額が10,000円未満の場合があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。
 具体的な割合は、次のとおりです。
 - ・ 納期限の日日から2月を経過する日まで・・・年「7.37%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の日日から2月を経過した日以後・・・年「14.76%」
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 課税申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以後に更正があったとき(除くその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)
 - ② 欠納金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
 延滞税の額が1,000円未満の場合があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 さらに、法人税法第81条の2又は同法第81条の2その規定により、申請書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利息がかかりませんので、本税等と併せて納付してください。
- 6 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その賦税を一時に納付することのできないと思われるときは、専用として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 7 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第 号
平成 年 月 日

税務署長
財務事務官



更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ

自平成 年 月 日
平成 年 月 日付 連結事業年度分の法人税額
至平成 年 月 日

等の により、税額計算上のその連結事業年度の翌期首現在連結利益積立金額、
各連結法人の翌期首現在連結個別利益積立金額及び当期個別所得金額又は個別欠損金額
等は、それぞれ別紙1（翌期首現在連結利益積立金額）及び別紙2（翌期首現在連結個
別利益積立金額等）のとおりと認められましたので、お知らせします。

なお、別紙2は、この更正等により翌期首現在連結個別利益積立金額が異動した連結
法人について記載しています。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

別紙 1 (翌期首現在連結利益積立金額)

(枚のうち 枚目)

一連番号	区 分		翌期首現在連結利益積立金額
	法 人 名		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額			
納 税 充 当 金			
未 納 連 結 法 人 税			
未 納 法 人 税			
未 納 道 府 県 民 税			
未 納 市 町 村 民 税			
差 引 合 計 額			

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
送附者 法人名	
代表者 氏名	

税務署長
財務事務官

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
第 年 月 日 至 第 年 月 日 ()	申告	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
第 年 月 日 至 第 年 月 日 ()	申告	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
第 年 月 日 至 第 年 月 日 ()	申告	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵
聖局を含む。）又は寄附金課税課へ納付（印）してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書
いてください。

(注) 納付書裏面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
納付書裏面にコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の研究に基づいて行いました。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日
連結事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して
2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 平成 年 月 日 税務署長殿		連結欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
				※連絡用電話番号	
		(フリガナ) 法人名			
		納税地	〒		
		(フリガナ) 代表者氏名			
		代表者住所	〒		
		事業種目		業	
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記					
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
区 分		請求金額		※金額	
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連結欠損金額	1			
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	2			
	還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連結所得金額	3		
		既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	4		
		差引連結所得金額 (3 - 4)	5		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額		納付の確定した法人税額	6		
		仮繰戻しに基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7		
		控除税額	8		
		使途税匡金額に対する税額	9		
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	10		
		リース特別控除戻税額	11		
		法人税額 (6 + 7 + 8 - 9 - 10 - 11)	12		
		既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13		
	差引法人税額 (12 - 13)	14			
還付金額 (14 × 2 / 5)		15			
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日		
還付される税金 の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
	銀行 本店・支店	出張所	貯金口座の記号番号	-	
	金庫・組合	出 張 所	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合		
	漁協・農協	本所・支所	郵便局名等		
	預金 口座番号				
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 ロ 期限後提出の場合には、連結確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 イ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日					

税 理 士 署 名 押 印 ㊞

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-----	---------

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)

 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を要しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散（適格合併等による解散を除く。）
 - ロ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ハ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通（調査課所管法人の場合は3通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
 - イ 「連結欠損金額1」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額2」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額3」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。
 - ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等について

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- は、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額15」欄には、 $(14 \times 2 / 5)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法 第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(欠損連結事業年度) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(還付連結事業年度) 自 平成 年 月 日 についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求に
至 平成 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、連結欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……（の一部）……」のかつこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が×××××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)


(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認申請書


 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 名称	
		所在地	
		電話 - -	
(フリガナ) 代表者氏名		◎	
(フリガナ) 退職金共済事業の責任者氏名			
所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。			
退職金共済事業を開始しようとする年月日		平成 年 月 日	
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数		事業者の数	人
		従業員の数	人
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。			
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 ^(注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。		理事の総数 (A)	人
① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 裏面5(理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載してください		「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	人
		$(B \div A) \times 100$	%
		(注) 33.3%を超過する場合は、承認要件を満たさないこととなります。	
承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日		昭和 年 月 日	平成 年 月 日
申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)		1 退職金共済規程 2 定款の写し(一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。)	
税理士署名押印		◎	
※税務署処理欄	起案	署長	副署長
	決裁	統括官	担当者
(摘要)		整理簿	処
		通知書	理
		通知書	事
		通知書	績

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認申請書


 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 名称	
		所在地	
		電話 - -	
(フリガナ) 代表者氏名		◎	
(フリガナ) 退職金共済事業の責任者氏名			
所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。			
退職金共済事業を開始しようとする年月日		平成 年 月 日	
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数		事業者の数	人
		従業員の数	人
承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日		昭和 年 月 日	平成 年 月 日
申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)		1 退職金共済規程 2 定款又は寄付行為(民法第34条の規定により設立した法人に限る。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う民法第34条の規定により設立した法人に限る。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限る。)	
税理士署名押印		◎	
※税務署処理欄	起案	署長	副署長
	決裁	統括官	担当者
(摘要)		整理簿	処
		通知書	理
		通知書	事
		通知書	績

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	電話	- -	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	⑩	
税務署長殿	(フリガナ) 退 職 金 共 済 事 業 の 責 任 者 氏 名		
	所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。		
退職金共済規程を変更しようとする年月日		平成 年 月 日	
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。			
従前の承認を受けていた期間において、特定個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 ^(注1) により、特別の利益を与える者とは、次の者をいいます。	① その理事の配偶者	理事の総数 (A)	△
	② その理事の三親等以内の親族		
	③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者		
④ その理事の使用人	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	△	
⑤ ①～④以外の方でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの	$(B \div A) \times 100$	%	
⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族			
(注2) 理事の状況について、裏面5に記載してください。			
変更の内容	項 目	内 容	
	上記の変更を行うこととする事情等		

税 理 士 署 名 押 印 ⑩

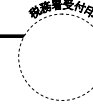
※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績
	決裁					通知書	
(摘要)							承認・却下
							通知年月日

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	電話	- -	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	⑩	
税務署長殿	(フリガナ) 退 職 金 共 済 事 業 の 責 任 者 氏 名		
	所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。		
退職金共済規程を変更しようとする年月日		平成 年 月 日	
変更の内容	項 目	内 容	
	上記の変更を行うこととする事情等		

税 理 士 署 名 押 印 ⑩

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績
	決裁					通知書	
(摘要)							承認・却下
							通知年月日

(規格 A 4)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号	平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特 定 退 職 金 共 済 団 体 に 関 する 承 認 通 知 書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申 請 に つ い て は、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得 税 法 施 行 令 第 73 条
変 更 承 認

第 1 項 及 び 第 2 項 に 規 定 す る 要 件 の す べ て に 該 当 す る の で、 こ れ を 承 認 し ま す。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号	平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特 定 退 職 金 共 済 団 体 に 関 する 承 認 通 知 書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申 請 に つ い て は、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得 税 法 施 行 令 第 73 条
変 更 承 認

第 1 項 に 規 定 す る 要 件 の す べ て に 該 当 す る の で、 こ れ を 承 認 し ま す。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特定退職金共済団体に関する 承 認 申請の却下通知書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申請については、次の理由により、 の退職金共済規程が所得
変更承認

税法施行令第73条第1項及び第2項に規定する要件に該当しないので、これを却下し
ます。

(理由)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特定退職金共済団体に関する 承 認 申請の却下通知書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申請については、次の理由により、 の退職金共済規程が所得
変更承認

税法施行令第73条第1項に規定する要件に該当しないので、これを却下します。

(理由)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」(源 1413) 及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」(源 1414) は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な文字を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記載する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
(理 由)	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」(源 1413) 及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」(源 1414) は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な文字を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記載する。

(追 加)

(理 由)	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申請についての説明

1 この申請書を提出して、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は
災害(注1)により、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)の住宅(注2)又は家財(注3)について、その価額の50%以上の損害(注4)を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失(注5)があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2 この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税は

- (1) 給与等(給料、賞与など)又は公的年金等に対する源泉所得税(徴収猶予と還付)
(2) 所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得(以下「報酬等」といいます。)に対する源泉所得税(徴収猶予)です。
なお、(1)の給与等又は(注6)を含みます。

3 徴収猶予又は還付の内容は
(1) 給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 還付される金額, 備考. Rows include disaster dates and amounts like 500万円以下, 500万円を超え750万円以下, 750万円を超え1,000万円以下.

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証拠が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証拠を給与等の支払者に示すれば、証拠に記載されている猶予期間中は、源泉所得税は徴収されません。

(2) 報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 備考, 注. Rows include disaster dates and amounts like 500万円以下, 500万円を超え750万円以下, 750万円を超え1,000万円以下.

4 この申請書の提出先や提出期限などは

- (1) この申請書の提出先は
イ 給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を經由して申請者の納税地の所轄税務署長(注7)に(給与等又は公的年金等の支払者ごとに別業で申請してください)。
ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に(日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください)
ロ 報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。
(2) この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、
イ 給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の提示をして支払を受けるものから
ロ 報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから
それぞれ徴収猶予されることとなりますから、なるべく早く提出してください。

5 申請が承認され又は却下されたときは
それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者ともにその旨通知されます。ただし、給与等(日雇給与を除く。)又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは
その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄(表面4欄)に所要の記載をしようえ、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください。(支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。)

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき(表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき)は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する所得税の徴収を猶予して差し支えありません。この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7 申請者の確定申告について
この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、すべて確定申告で税額の清算をすることになります(年末調整は行うことはできません。)

(注) 1 「災害」には、震災、風水害等のいづゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害(例えば、失火による焼失)を含みます。
2 「住宅」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)が常時起居する家屋をい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもあり得ますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。
なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3 「家財」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものを含まれません。
4 「損害」額は、申請者(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)の所有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算(個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください)し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金(まだ現実支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額)があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。
5 「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横断により資産(事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます)について受けた損害額(保険金などで補てられた金額は除かれます)が、その人の合計所得金額の1割を超えるときその超過額をいいます。
6 「日雇給与」とは、継続して同一の雇主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等(日額表内欄)より所得税を徴収される給与等)をいいます。
7 給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも、申請書の宛先人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください)。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申請についての説明

1 この申請書を提出して、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は
災害(注1)により、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)の住宅(注2)又は家財(注3)について、その価額の50%以上の損害(注4)を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失(注5)があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2 この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税は

- (1) 給与等(給料、賞与など)又は公的年金等に対する源泉所得税(徴収猶予と還付)
(2) 所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得(以下「報酬等」といいます。)に対する源泉所得税(徴収猶予)です。
なお、(1)の給与等又は(注6)を含みます。

3 徴収猶予又は還付の内容は
(1) 給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 還付される金額, 備考. Rows include disaster dates and amounts like 500万円以下, 500万円を超え750万円以下, 750万円を超え1,000万円以下.

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証拠が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証拠を給与等の支払者に示すれば、証拠に記載されている猶予期間中は、源泉所得税は徴収されません。

(2) 報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 備考, 注. Rows include disaster dates and amounts like 500万円以下, 500万円を超え750万円以下, 750万円を超え1,000万円以下.

4 この申請書の提出先や提出期限などは

- (1) この申請書の提出先は
イ 給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を經由して納税地の所轄税務署長に(給与等又は公的年金等の支払者ごとに別業で申請してください)。
ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接納税地の所轄税務署長に(日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください)
ロ 報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。
(2) この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、
イ 給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者

に提出した時後に支払を受けるものから
ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の提示をして支払を受けるものから
ロ 報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから
それぞれ徴収猶予されることとなりますから、なるべく早く提出してください。

5 申請が承認され又は却下されたときは
それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者ともにその旨通知されます。ただし、給与等(日雇給与を除く。)又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは
その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄(表面4欄)に所要の記載をしようえ、支払者の所轄税務署長に提出してください。

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき(表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき)は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する所得税の徴収を猶予して差し支えありません。この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7 申請者の確定申告について
この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、すべて確定申告で税額の清算をすることになります(年末調整は行うことはできません。)

(注) 1 「災害」には、震災、風水害等のいづゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害(例えば、失火による焼失)を含みます。
2 「住宅」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)が常時起居する家屋をい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもあり得ますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。
なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3 「家財」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものを含まれません。
4 「損害」額は、申請者(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含まず)の所有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算(個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください)し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金(まだ現実支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額)があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。
5 「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横断により資産(事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます)について受けた損害額(保険金などで補てられた金額は除かれます)が、その人の合計所得金額の1割を超えるときその超過額をいいます。
6 「日雇給与」とは、継続して同一の雇主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等(日額表内欄)より所得税を徴収される給与等)をいいます。

(注) 追加

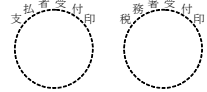
改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



(配 当 対 する 所 得 税 の 軽 減 ・ 免 除)
(Relief from Japanese Income Tax on Dividends)
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

適用：有、無

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 配当の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される 国、納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes), <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 配当の支払者に関する事項；
Details of Payer of Dividends

? 名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
? 本 店 の 所 在 地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
? 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10)；
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元 本 の 種 類 Kind of Principal	銘 柄 又 は 名 称 Description	名 義 人 の 氏 名 又 は 名 称 Name of Nominee of Principal (Note 11)	元 本 の 数 量 Quantity of Principal	左 の うち 議 決 権 の 有 る 株 式 数 Of which Quantity of Voting Shares	元 本 の 取 得 年 月 日 Date of Acquisition of Principal
<input type="checkbox"/> 出資・株式・基金 Shares (Stocks) <input type="checkbox"/> 株式投資信託 Stock investment trust					

5 その他参考となるべき事項(注12)；
Others (Note 12)

(以下省略)

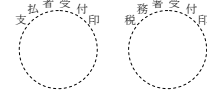
改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



(配 当 対 する 所 得 税 の 軽 減 ・ 免 除)
(Relief from Japanese Income Tax on Dividends)
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

適用：有、無

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 配当の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される 国、納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes), <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 配当の支払者に関する事項；
Details of Payer of Dividends

(1) 名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
(2) 本 店 の 所 在 地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
(3) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10)；
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元 本 の 種 類 Kind of Principal	銘 柄 又 は 名 称 Description	名 義 人 の 氏 名 又 は 名 称 Name of Nominee of Principal (Note 11)	元 本 の 取 得 年 月 日 Date of Acquisition of Principal	元 本 の 数 量 Quantity of Principal	左 の うち 議 決 権 の 有 る 株 式 数 Of which Quantity of Voting Shares	配 当 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	配 当 の 金 額 Amount of Dividends
<input type="checkbox"/> 出資・株式・基金 Shares (Stocks) <input type="checkbox"/> 株式投資信託 Stock investment trust							

5 その他参考となるべき事項(注12)；
Others (Note 12)

(同 左)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条又は法人税法第138条に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第165条又は法人税法第142条の規定の適用を受けるもの（申告対象国内源泉所得）に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表(様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書（法人税法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り）と一緒に添付してください。
個人は、その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を出し、その後において連続して所得税確定申告書を出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除外。）。
法人（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第9条の2第3項に掲げる認定適格者等）又は認定適格者等については、この届出書の添付は省略することができます（ただし、付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、この届出書を、その年の翌年3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、法人税確定申告書を出さないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度ののうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、認定適格者及び付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号その他の手続すべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得（条約適用所得）について、所得税法第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容をかつこに簡記してください。

11 所得の支払者が3名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数にあり、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, to which Article 165 of the Income Tax Law or Article 142 of the Corporation Tax Law is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.
3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return /final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Law).
If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).
If a corporation (excluding specific qualified person prescribed in paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, hereinafter referred to as "Specific Qualified Person") filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.
If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment).

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.
If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases of Specific Qualified Person, and when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable blocks must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, and provide a description of income in brackets.

11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.

【Continue on the reverse】

(以下省略)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条又は法人税法第138条に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第165条又は法人税法第142条の規定の適用を受けるもの（申告対象国内源泉所得）に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約（日米租税条約）の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表(様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書（法人税法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り）と一緒に添付してください。
個人は、その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を出し、その後において連続して所得税確定申告書を出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。）。
法人（日米租税条約第22条1目、2又は4に係る者を除きます。）は、その事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度ののうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、この届出書を、その年の翌年3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、法人税確定申告書を出さないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度ののうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、日米租税条約第22条1目、2又は4に係る者及び付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号その他の手続すべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得（条約適用所得）について、所得税法第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容をかつこに簡記してください。

11 所得の支払者が3名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数にあり、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article (Japan-US Income Tax Convention) regarding Japanese source income stipulated in Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, to which Article 165 of the Income Tax Law or Article 142 of the Corporation Tax Law is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.
3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return /final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Law).
If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).
If a corporation (excluding corporation described in subparagraph f of paragraph 1, paragraph 2 or paragraph 4 of Article 22 of the Japan-US Income Tax Convention) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.
If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment).

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.
If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases of corporation described in subparagraph f of paragraph 1, paragraph 2 or paragraph 4 of Article 22 of the Japan-US Income Tax Convention, and when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable blocks must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, and provide a description of income in brackets.

11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.

【Continue on the reverse】

(同 左)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 17-豪
FORM 17-Australia

特典条項に関する付表(豪)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Australia)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of Applicable Income Tax Convention
日本国とオーストラリアとの間の租税条約第23条
The Income Tax Convention between Japan and Australia, Article 23

- 2 この付表に記載される者の氏名又は名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification Issued by Competent Authority of Country of Residence. (Note5)
--	--

- 3 租税条約の特典条項の要件に関する事項；
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に 印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No." If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.

A

(1) 個人 Individual	□該当 Yes . □非該当 No									
(2) 適格政府機関 (注7) Qualified Governmental Entity (Note7)	□該当 Yes . □非該当 No									
(3) 公開会社又は個人若しくは法人以外の者 (注8) Publicly Traded Company, Publicly Traded Person other than an Individual or a Company (Note8)	□該当 Yes . □非該当 No									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">主たる種類の株式又は持分証券の別 Principal Class of Shares/Units</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>株式 Shares</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>持分証券 Units</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	主たる種類の株式又は持分証券の別 Principal Class of Shares/Units	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	<input type="checkbox"/> 株式 Shares	<input type="checkbox"/> 持分証券 Units					
主たる種類の株式又は持分証券の別 Principal Class of Shares/Units	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code								
<input type="checkbox"/> 株式 Shares	<input type="checkbox"/> 持分証券 Units									
(4) 年金基金 (注9) Pension Fund (Note9)	□該当 Yes . □非該当 No									
直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の50%超が、両締約国の居住者である事情を記入してください。 The "Pension Fund" is limited to those where over 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.										
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>										
設立等の根拠法令 Law for Establishment										
(5) 公益団体 (注10) Public Service Organization (Note10)	□該当 Yes . □非該当 No									
設立等の根拠法令 Law for Establishment 設立の目的 Purpose of Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption										

B

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。 If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

個人以外の者
Person other than an Individual □該当 Yes . □非該当 No

株式の議決権及び価値の50%以上又は受益に関する持分の50%以上を日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者であるAの(1)から(5)までの者が直接又は間接に所有するものに限ります。(注11)
The "Person other than an Individual" is limited to the person, where residents of Japan or the other contracting countries of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4) or (5) of A own, either directly or indirectly, at least 50% of the aggregate vote and value of the shares of that person or at least 50% of the beneficial interests in that person. (Note11)

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) ____/____/____

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder	居住地国における納税地 Place Where Shareholder is Taxable in Country of Residence	Aの番号 Number of Line A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares Owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%)) of Shares owned)				(%)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件をすべて満たす者 Resident satisfying all of the following conditions from (a) through (c) 該当 Yes . 非該当 No
 居住国において従事している事業の概要 (注 12) ; Description of business in residence country (Note12)

(a) 居住国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）ではないこと (注 13) : はい Yes . いいえ No
 The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or a securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note13)

(b) 所得等が居住国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること (注 14) : はい Yes . いいえ No
 An item of income, profit or gain is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note14)

(c) (日本国内において行う事業から所得等を取得する場合) 居住国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること (注 15) : はい Yes . いいえ No
 (If you derive an item of income, profit or gain from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 15)

D 国税庁長官の認定 :
 Determination by the NTA Commissioner
 国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
 If you have received determination from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the determination. The convention benefits will be granted within the range of the determination. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then determination from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of determination _____年 _____月 _____日

・認定を受けた所得の種類
 Type of income for which the determination was received _____

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 17-豪
FORM 17-Australia

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

注 意 事 項

付表の提出について

- この付表は、特典条項の対象となる規定の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)
- 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前の一定期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年
- 租税条約の適用を受けようとする所得、利得又は収益(以下「所得等」といいます。)が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。
- 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を変更して提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

- 所得等の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り)を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます。(租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15))にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出書から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

- 付表の①欄には、該当する項目について✓印を付してください。
租税条約の適用を受ける者が「3」のA-Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得等についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)
- 適格政府機関とは、①「1」の租税条約の相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は政府機能を遂行するその他の機関、②オーストラリア準備銀行、輸出金融保険公社又はフューチャーファンドの投資を管理する公的機関、及び③その他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するものをいいます。

【裏面に続きます。】

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

Submission of the Attachment Form

- If you apply for an article that is subject to the limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.) (Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the "application form for LOB convention".)
- If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
If any line of A of Section 3 applies: 3 years
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year
- If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called "income"), for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.
- If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.
- In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is attached to "Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)", the residency certification must be attached to this attachment form).
In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column "Others" of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

- Applicable blocks must be checked.
If any of A through to D in 3 applies, the benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the determination was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.)
- "Qualified Governmental Entity" means ①the government of the other contracting countries of the convention mentioned in 1, any political subdivision or local authority thereof, or any other body exercising governmental functions; ②the Reserve Bank of Australia, Export Finance and Insurance Corporation, or a public authority that manages the investments of the Future Fund, and ③any similar institution as he agreed upon from time to time between the government of the contracting states through an exchange of diplomatic notes.

【Continue on the reverse】

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

8 公開会社とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人(二元上場法人に関する取決めに参加する法人を含みます。)をいいます。日豪租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① オーストラリア証券取引所及びオーストラリアの 2001 年会社法に基づき認定されたその他の証券取引所、② 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場、③ 日豪両国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するものをいいます。

また、二元上場法人に関する取決めとは、二の上場された法人が、それぞれ独立した法人としての地位、株主の構成及び株式の上場を維持しながら、23 条 6(c)に掲げる方法を通じて、両法人の経営方針及びそれぞれの株主の経済的利益を統合する取決めをいいます。

個人又は法人以外の者とは、その主たる種類の持分証券が、①又は②の公認の有価証券市場に上場され、又はその公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される者をいいます。

9 年金基金とは、①「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、②主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得、利得若しくは収益を取得することを目的として運営される者をいいます。

10 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立された団体で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるものをいいます(「1」の租税条約の相手国の法令において所得、利得又は収益の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限りません)。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなどでも構いません。)を添付してください。

11 B の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得等の支払が行われる日(配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。)に立立つ12か月の期間を通じて、判定します。その他の場合には、その所得等の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。なお「年 月 日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による株有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に/印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

12 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地域において行う事業はあなたが居住地域において行う事業とされます。

13 「Cの(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

14 「Cの(b)」の「所得等が居住地域において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基因となる活動が居住地域において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地域における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得等をいいます。

15 「Cの(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得等を得る場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地域において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地域の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

8 A “Publicly Traded Company” refers to a company (including a company participating in a dual listed company arrangement whose principle class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In the case of the Japan-Australia Income Tax Convention, “Recognized Stock Exchange” means ①the Australian Securities Exchange and any other securities exchange recognized as such under the Corporations Act 2001 of Australia; ② any stock exchange established by a Financial Instruments Exchange or an approved-type financial instruments firms association under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan; ③ any other stock exchange which the competent authorities of the Contracting States agree to recognize.

A “Dual Listed Company Arrangement” refers to an arrangement pursuant to which two publicly listed companies, while maintaining their separate legal entity status, shareholdings and listings, align their strategic directions and the economic interests of their respective shareholders through methods mentioned § 23(6)(c).

A “Publicly Traded Person other than an Individual or a Company” refers to a person whose principal class of units in that person is listed or admitted to dealings on a recognized stock exchange specified in ① or ②, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges.

9 A “Pension Fund” refers to a person that is; ①established under the laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1, and ②operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income, profits or gains for benefits of other pension funds.

10 A “Public Service Organization” refers to an organization established under the laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1 and operated exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or other public purpose only if all or part of income, profits or gains may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure.

11 In case of withholding taxation, whether the condition stated in B is satisfied will be tested for the twelve month period which precedes the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividends is determined).

In all other cases, whether the condition stated in B is satisfied will be tested for at least half the days of the taxable year.

In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

12 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business in that country.

13 “Making or managing investments for the resident’s own account” in (a) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business merely acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.

14 “An item of income, profit or gain that is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence” in (b) of C refers to an income, profit or gain derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

15 “Substantial in relation to the business conducted in Japan” in (c) of C refers to an additional condition if you derive income, profit or gain from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)



投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書
APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions

税務署整理欄
For official use only
適用:有、無

税務署長 殿
To the District Director, _____ Tax Office

1. 申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name		
非居住者の場合 Individual	住所等(注5) Domicile, etc. (Note5)	
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office	

※ 該当する方にチェックして下さい。 Please check the box of applicable sentence.
 投資組合契約につき、租税特別措置法第41条の21第1項各号に掲げる要件をすべて満たしていることから、同条第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けたいので、同法第41条の21第3項及び/又は同法第67条の16第2項の規定により申告します。
 In accordance with the provisions in Paragraph 3 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.
 租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書」の記載内容に変更があったので、同法第41条の21第7項及び/又は同法第67条の16第2項の規定により申告します。
 In accordance with the provisions in Paragraph 7 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.

年 月 日
Date Year Month Date
署名
Signature

2. 特例適用投資組合契約に関する事項 (注: 契約書の写しを添付してください。(注3))
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership			
国内事務所等の所在地(注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)			
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager			
投資組合の事業の内容 Detail of Business			
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	/ /	投資組合の存続期間 Period of Duration	/ / ~ / /
投資組合財産に対する持分割合(注7) Share of Property (Note 7)	(%) %	損益分配割合(注7) Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)	(%) %

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

3. 特殊の関係のある者に関する事項 (注8、13)
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

4. 申告者が持分を有する他の組合に関する事項 (注9、13)
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
2. の組合の投資組合財産に対する持分割合 (注10) Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	2. の組合に係る損益分配割合 (注10) Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合 (注10) Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合 (注10) Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

5. 租税特別措置法施行令第26条の30第14項若しくは第15項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の適用に関する事項 (注11、13)
Details Where the Applicant Applies for Paragraph 14 or 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)

適用条項:

- Applicable Provision:
 租税特別措置法施行令第26条の30第14項及び/又は同令第39条の33第2項
Paragraph 14 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation
 租税特別措置法施行令第26条の30第15項及び/又は同令第39条の33第3項
Paragraph 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

(1) 直前に有していた他の恒久的施設に関する事項

Details of the Other Permanent Establishment Which Was Held by Applicant Just Before This Application

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name			
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment			
第5号要件を満たすこととなる年月日		/ /	
Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)			

(2) 他の投資組合契約に関する事項 (注12)
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name			
国内事務所等の所在地 (注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)			
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日		/ /	
Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit			

6. 納税管理人に関する事項 (注14)
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name		届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence		税務署 Tax Office

7. その他参考となるべき事項 (注15)
Others (Note 15)

--

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「投資組合契約の外国組員の課税の特例に関する(変更)申告書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR "APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY
FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP"

注 意 事 項

申告書の提出について

1 この申告書は、租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項に規定する非居住者又は外国法人(以下併せて「外国組員」といいます。)が、これらの規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受けるために申告書を提出している外国組員がその申告書の内容を変更する場合に使用します。

2 この申告書は、3通を作成して、投資組合の無限責任組員で組合利益の配分の取扱いをする者(以下、「配分の取扱者」といいます。)に提出してください。また、配分の取扱者は、このうち2通を申告者から受理した日の属する月の翌月10日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3 添付書類(契約書の写し)は、2通を配分の取扱者を經由して上記2の所轄税務署長に提出してください。

申告書の記載について

4 申告書の「1」欄及び「2」欄は必ず記入して下さい。「3」欄から「7」欄は、該当する場合に記入して下さい。変更申告書として使用する場合は、「1」欄及び「2」欄の投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記載してください。

5 申告書の「1」欄の「住所等」欄について、国内に居所を有する場合は、居所を併記してください。

6 申告書の「2」欄及び「5(2)」欄の記載に当たり、投資組合の国内事務所等の所在地と上記2の納税地が異なる場合には、その納税地を併記して下さい。

なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合はそのうち主たるものをいいます。

また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の所在地を併記してください。

7 申告書の「2」欄の「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括弧内には、「3」欄及び「4」欄の記載がある場合に、「2」欄から「4」欄までの各「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄に記載された割合の合計を記載します。

【記入例】

「2」欄の「持分割合」欄が10%、「3」欄の「持分割合」欄が6%、「4」欄の「2」の組合の投資組合財産に対する

INSTRUCTIONS

SUBMISSION OF THE FORM

1 This form is to be used by a non-resident or a foreign corporation who is foreign member of an Investment Limited Partnership to apply for special tax treatment (hereinafter referred to as "the Partnership") under Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (hereinafter referred to as "the Act"), or in order to change any item(s) reported in the previous application(s).

2 Three copies of this form must be submitted to the Partnership Profit Distribution Manager who is a general partner of the Partnership (hereinafter referred to as "the Manager"). The manager must submit two copies to the district director of the competent local tax office concerning the withholding tax by the 10th of the month following the month in which the application form is received from the applicant.

3 Two copies of the attachment (i.e. copy of contract) must be submitted to the district director explained in note 2 above through the Manager.

COMPLETION OF THE FORM

4 Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 7 if applicable.

Where this form is used for modification, make sure to fill in box 1 and the "Name of Partnership" and "Place of Office in Japan, etc." sections of box 2, and enter any information changed into the other box(es).

5 If the individual has residence in Japan, additionally enter the address of residence in Japan in the "Domicile, etc." of box 1.

6 Enter the place of tax payment explained in note 2 additionally into box 2 and box 5(2) if the place of tax payment explained in note 2 is different from "Place of Office in Japan, etc."

"Office in Japan, etc." means an office, place of business or any other place equivalent in Japan, and means the main place of business if the applicant has two or more offices in Japan, etc.

If the main office locates outside Japan, additionally enter the address of the main office in the "Domicile, etc." section of box 2.

7 Enter the share directly held by applicant in the "Share of Property" and "Share of Distribution of Profit and Loss" section of box 2, and then enter the total of the share in box 2, share in box 3 and "Share mentioned above of Applicant" of box 4 in the parentheses.

[Example]

In the case that the "Share of Property" of box 2 is 10%, "Share of Property" of box 3 is 6% and "Share of Property

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

正

後

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

持分割合」欄が7%の場合は、「2」欄の「持分割合」欄の括弧内に23% (23%=10%+6%+7%) と記載します。

8 申告書の「3」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第26条の30第5項第2号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

9 申告書の「4」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第26条の30第2項各号に掲げる他の組合(以下、「他の組合」といいます。)が「2」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

10 申告書の「4」欄の「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が2.に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。

【記入例】

申告者が40%の持分を有しているA組合がB投資組合(特例適用対象)に対して15%の持分割合を有している場合は、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「6%」(6%=40%×15%) と記載します。

11 申告書の「5」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第14項若しくは第15項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、第5号要件(租税特別措置法第41条の21第1項第5号に掲げる要件をいいます。)を満たす日の前日に有していた恒久的施設(国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。)について記載します。

これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第26条の30第14項及び/または同令第39条の33第2項の適用を受ける場合は1)を、同じく同令第26条の30第15項及び/または同令第39条の33第3項の適用を受ける場合は1)及び2)を、それぞれ記載してください。

12 申告書の「5(2)」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第15項及び/または同令第39条の33第3項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。

なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。

- (1) 全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。
- (2) 本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。

of Partnership Mentioned in Box 2" of Box 4 is 7%, enter "23%" (23%=10%+6%+7%) in the parentheses of "Share of Property" in box 2.

8 Fill in box 3 where the special related person of the applicant under Article 26-30(5)(ii) of the Cabinet Order of the Act has a share in the property of the partnership for special tax treatment.

9 Fill in box 4 where the applicant has a contract with the other partnership prescribed under each item of Article 26-30(2) of the Cabinet Order of the Act (hereinafter, referred to as "the Other Partnership") which has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.

10 Enter the other partnership's share of property of the partnership mentioned in box 2 into "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" in box 4. Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through the other partnership out of the share described in "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" of box 4; in the same way, fill in "Applicant's Share of Property Mentioned Above."

[Example]

In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter "15%" into "Share of Property of Partnership mentioned in Box 2" and "6%" (6%=40%×15%) into "Applicant's Share of Property Mentioned Above" respectively.

11 Enter details of the permanent establishment in Japan (meaning an office, place of business or any other place equivalent in Japan) which used to be held by the applicant the day before the date when the applicant is qualified requirements of Article 41-21(1)(v) of the Act into box 5, where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(14) or (15) and/or Article 39-33(2) or (3) of the Cabinet Order of the Act.

Check the box of each applicable provision, and fill in (1) where the applicant applies for provisions of Article 26-30(14) and/or Article 39-33(2) of the Cabinet Order of the Act, or fill in (1) and (2) where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

12 Enter the details of the other applicable investment limited partnership into box 5(2) where the applicant has applied for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

Please note the following information where the applicant has contract multiple investment partnership subject to the special provisions.

- (1) Special provisions are not applied until all application for all partnership contracts are submitted.
- (2) The application must be submitted to modify information in the "Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit" when the applicant submits the application for another

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

applicable partnership.

13 申告書の「3」欄から「5」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「3」欄から「5」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

14 申告書の「6」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

14 Fill in box 6 where the applicant has registered a "tax agent" under the provision of the General Law for National Taxes to the district director of the tax office.

15 変更申告書として使用する場合には、「7」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「1」欄又は「2」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application. In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Law should be applied or not.

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人税の課税標準とされないこととなる 国内源泉所得の明細書		※整理番号	
		(フリガナ) 外国法人の 名	
		本店又は主たる 事務所の所在地	〒
平成 年 月 日	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
税務署長殿			
租税特別措置法第67条の16第3項(外国組員に対する課税の特例)の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
特例適用申告書 の提出年月日	平成 年 月 日	変更申告書の 提出年月日	平成 年 月 日
(フリガナ) 投資組合の名称			
国内事務所等 の所在地			
納税地			
(フリガナ) 配分の取扱者の 氏名又は名称			
国内源泉所得の 種類及び金額	種 類	金 額	
		円	
その他参考と なるべき事項			
税理士署名押印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等

- 1 この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 16 第 1 項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第 141 条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。
- 2 この明細書は、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この明細書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「外国法人の名称」欄には、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。
 - (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (3) 「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 1 項の規定の適用に係る同条第 2 項第 1 号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する特例適用申告書及び措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 7 項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。
 - (4) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第 41 条の 21 第 2 項第 2 号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。
 - (5) 「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）の所在地を記載してください。
なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、その国外にある主たる事務所の所在地を併記してください。
 - (6) 「納税地」欄には、(5)の国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する納税地とが異なる場合にその納税地を記載してください。
 - (7) 「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。
 - (8) 「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第 67 条の 16 第 1 項の規定の適用により法第 141 条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書 (フリガナ) 外国法人の名称 〒 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者の氏名		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿			
特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項(恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例)の規定の適用を受けたため、下記のとおり届け出ます。 記			
特例適用し投て賣い組合る契場約合	(フリガナ)		
	投資組合の名称		
	国内にある事務所等の所在地		
	納税地		
投を締結し合る契場約合	特例適用申告書(変更申告書)の提出年月日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
	内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約について租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を受けています。		
	(フリガナ)		
	投資組合の名称		
	主たる事務所の所在地		
租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。			
内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める所有割合 年月日～年月日 年月日～年月日 年月日～年月日			
(1) 内国法人の特殊関係株主等(②に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者			
譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄	株式数又は出資金額	租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式数又は出資金額
			内
			内
			内
			内
その他参考となるべき事項			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考
			通信日付印
			年月日
			確認印

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

恒久的施設を有しない外国組員の課税所得の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する特例適用投資組合契約等について同項に規定する恒久的施設を有しない外国組員の課税所得の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
 (注) 投資組合契約（同令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件を満たすことを証する事項の記載のある投資組合の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。
- 2 この届出書は、譲渡の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「外国法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (2) 「特例適用投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。
 イ 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する租税特別措置法第 41 条の 21 第 2 項第 2 号に規定する投資組合の名称を記載します。
 ロ 「国内にある事務所等の所在地」欄には、投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。）の所在地（投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、国外にある主たる事務所を含みます。）を記載してください。
 ハ 「納税地」欄には、ロの所在地と特例適用投資組合契約に係る租税特別措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する納税地とが異なる場合に、その納税地を記載してください。
 - ニ 「特例適用申告書（変更届出書）の提出年月日」欄には、租税特別措置法第 41 条の 21 第 3 項（同法第 67 条の 16 第 2 項において準用する場合を含みます。）に規定する特例適用申告書（同法第 41 条の 21 第 7 項（同法第 67 条の 16 第 2 項において準用する場合を含みます。）に規定する変更申告書）の提出年月日を記載してください。
 - (3) 「投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する投資組合契約を締結している場合に記載します。
 イ 「投資組合の名称」欄には、投資組合契約によって成立する投資組合の名称を記載してください。
 ロ 「主たる事務所の所在地」欄には、投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (4) 「内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める所有割合」の各欄には、内国法人の発行済株式総数又は出資総額のうち次に掲げる者が所有している内国法人の株式又は出資（これらの者が法人税法施行令第 187 条第 4 項第 3 号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限りず。）の数又は金額の占める割合（措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項第 1 号に規定する譲渡事業年度終了の日以前 3 年以内において所有割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合を記載してください。）を記載してください。
 イ 措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする外国法人に係る法人税法施行令第 187 条第 1 項第 3 号ロの内国法人の特殊関係株主等（ロに掲げる者を除きます。）
 ロ イの外国法人に係る法人税法施行令第 187 条第 1 項第 3 号ロの内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る同条第 4 項第 3 号に掲げる者に該当する者
 - (5) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の明細」の各欄
 イ 「銘柄」欄には、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定を受けようとする外国法人が譲渡した同項の規定の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄を記載してください。
 ロ 「株式数又は出資金額」欄は、銘柄ごとの株式数又は出資金額を記載してください。
 なお、内国法人の株式又は出資のうちに措置法令第 26 の 31 第 3 項各号に掲げる株式又は出資がある場合には、その数又は金額をこの欄の上段に内書きしてください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)